

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人いま・ここ（以下「当法人」という。）の役員の報酬等 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない役員とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 21 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。
- 3 常勤でない役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 2 で除した金額（ただし、計算の結果、1 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を 6 月 21 日及び 12 月 21 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 役員の報酬の額は、総会の決議によって別に定める額とする。

(費 用)

第5条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改 定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年9月26日から施行する。（令和2年9月26日理事会決議）

一般社団法人いま・ここ